

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成25年度
計画改正年度	平成28年度
計画改正年度	平成31年度
計画改正年度	令和 4 年度
計画主体	弥彦村

## 弥彦村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名	弥彦村 農業振興課
所在地	西蒲原郡弥彦村大字矢作 4 0 2 番地
電話番号	0256-94-1023
F A X 番号	0256-94-5151
メールアドレス	sangyou@vill.yahiko.niigata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ムクドリ、カワラバト（ドバト）、 中獣類（タヌキ、アナグマ、ハクビシン、その他狩猟獣）
計画期間	令和 4 年度 ～ 令和 6 年度
対象地域	西蒲原郡弥彦村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値（a）	被害金額（千円）
カラス	果樹	20	40
ムクドリ	果樹	20	40
カワラバト	—	—	—
中獣類			
タヌキ	—	—	—
ハクビシン	野菜	40	50
アナグマ	—	—	—

(2) 被害の傾向

<p>○カラス          村内一円で生息しており、出荷前のブドウを中心に食害が見受けられる。          銃器による駆除を行っており、被害金額としては軽微な範囲で済んでいるが、被害範囲の縮小を行うためにも駆除による追い払いを継続していく。</p> <p>○ムクドリ          村内で広く生息しており、銃器による駆除によりブドウへの食害は軽微なものになったが、この状態を保つためにも駆除による追い払いは継続していく。</p> <p>○カワラバト          村内一円で広く生息しており、豆類を中心に被害報告されているが、被害金額の算定までにはいたっていない。農作物だけでなく、住宅への糞公害の被害が目立ち始めている。</p> <p>○中獣類（アナグマ、タヌキ、ハクビシン）          タヌキやハクビシン等の中獣類と思われる被害が自家用畑の野菜に被害が発生している。また、ハクビシンが空き家等の屋根裏に住処を作り建物への被害例が多数報告されていることから、個体数は増加しているものと推測する。このため、棲家周辺の自家用野菜中心に被害が多く、加えてブドウ等の果樹への被害も増加している。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
カラス	40千円	0千円
ムクドリ	40千円	0千円
カワラバト	0千円	0千円
タヌキ	0千円	0千円
ハクビシン	50千円	40千円
アナグマ	0千円	0千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村が弥彦村猟友会に委託し、銃器及びわなで捕獲作業を実施</li> <li>・ 猟友会に対する「はこわな」購入費の助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化により猟友会会員が減少しており、増加する被害件数に対応できる担い手の確保</li> <li>・ 「はこわな」設置の労力に比べ、捕獲実績が上がらないため、より効果的な対策が必要</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害発生農地への電気柵設置を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気柵を設置したことにより、電気柵未設置農地への被害が拡散する傾向が他市町村で見受けられるため、計画的な設置が必要</li> <li>・ 電気柵を設置した際の維持管理と周辺農地の被害対策の検討</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣を集落に寄せ付けない取組を広報誌やホームページを活用し周知を図る</li> <li>・ 鳥獣の出没しない環境づくりを踏まえた緩衝帯の整備を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周知のみにとどまる現状であるため、実効性のある取組を検討</li> <li>・ 特に放任果樹の改善については、地権者の高齢化が進んでおり、個人や地域に負担感が生じない手法を検討する必要がある</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

対象鳥獣の駆除や捕獲は、弥彦村猟友会に委託し継続して実施するとともに、体制強化のため狩猟免許取得費用や弾代・箱わな購入経費の助成も行っていく。  
 獣類対策としては、農作物残渣や放任果樹の除去について、農家に周知を行い、獣類を寄せ付けない対策を講ずるものとする。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲は、弥彦村猟友会に委託して行う。  
 なお、有害鳥類に対しては銃器による捕獲及び威嚇による追い払いを行い、タヌキやハクビシン、アナグマ等の中獣類は「箱わな」を設置して捕獲する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4年度 ～ 令和 6年度	鳥類 カラス ムクドリ カワラバト	野菜や果樹類の収穫期直前に期間を設定し、弥彦村猟友会に委託して銃器による捕獲及び威嚇による追い払いを行う。 あわせて、狩猟免許取得の費用など助成措置を講じたうえで免許の取得を促進し、捕獲のための担い手の育成や確保を図る。
令和 4年度 ～ 令和 6年度	中獣類 タヌキ ハクビシン アナグマ	弥彦村猟友会に委託し、「はこわな」を設置して捕獲を行う。 農作物残渣や放任果樹の除去について農家に周知し、獣類を寄せ付けない対策を構ることとする。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p><b>鳥類</b> 長年の銃器による捕獲や威嚇、爆音機による追い払い効果等で、野菜や果樹への被害は、被害そのものの報告はあるものの被害金額は減少傾向にある。しかし、銃器による捕獲・威嚇の取りやめは被害の増加に直結するため、毎年同数の獲数を計画するものとする。 (令和3年実績 カラス 93羽、ムクドリ 55羽、カワラバト 10羽)</p> <p><b>獣類</b> 近年、ハクビシンによる被害が増加傾向にあるため、過去の捕獲頭数を上回る数で計画し、被害の軽減を図るものとする。 (令和3年実績 タヌキ 0匹、アナグマ 0匹、ハクビシン 2匹)</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス	100	100	100
ムクドリ	50	50	50
カワラバト	10	10	10
中獣類	15	15	15

捕獲等の取組内容
<p>農作物被害が多発する春から秋にかけての農繁期においては、地域や弥彦村猟友会との連携調整を密にして、鳥獣の出没や被害発生状況などの情報収集に努め、被害発生を早期に防ぐ体制を目指す。</p> <p>カラス等の農作物に被害を及ぼす有害な鳥類は、村から弥彦村猟友会に委託し、銃器による捕獲を実施する。</p>

中獣類についても、村から弥彦村猟友会に委託して「箱わな」の設置による捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容  
 近隣市町村においてイノシシの個体数が増加しており、被害地域の拡大を防ぐため、目撃情報を寄せられた地域を重点地区として個体数を減らす必要がある。将来的には、長距離でも命中精度が高く威力のあるライフル銃を使用した有害獣類捕獲を検討する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
該当なし	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	カラス ムクドリ カワラバト 中獣類	弥彦村鳥獣被害防止対策協議会と村環境対策担当と連携をとりつつ、カラス・タヌキ・アナグマ・ハクビシン等の餌となる農作物残渣や放任果樹の除去及び家庭から排出される生ごみの適切な処理、不法投棄防止の啓発を行い、有害鳥獣の住みにくい環境づくりに地域ぐるみで取り組むことで、被害の発生を抑えることとする。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	中獣類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放任果樹の除去</li> <li>・ 被害防止に関する知識の普及               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 餌となる残渣の適切な処理</li> <li>○ 雑草の除草等の農地や里山の維持管理を適正化</li> </ul> </li> </ul>

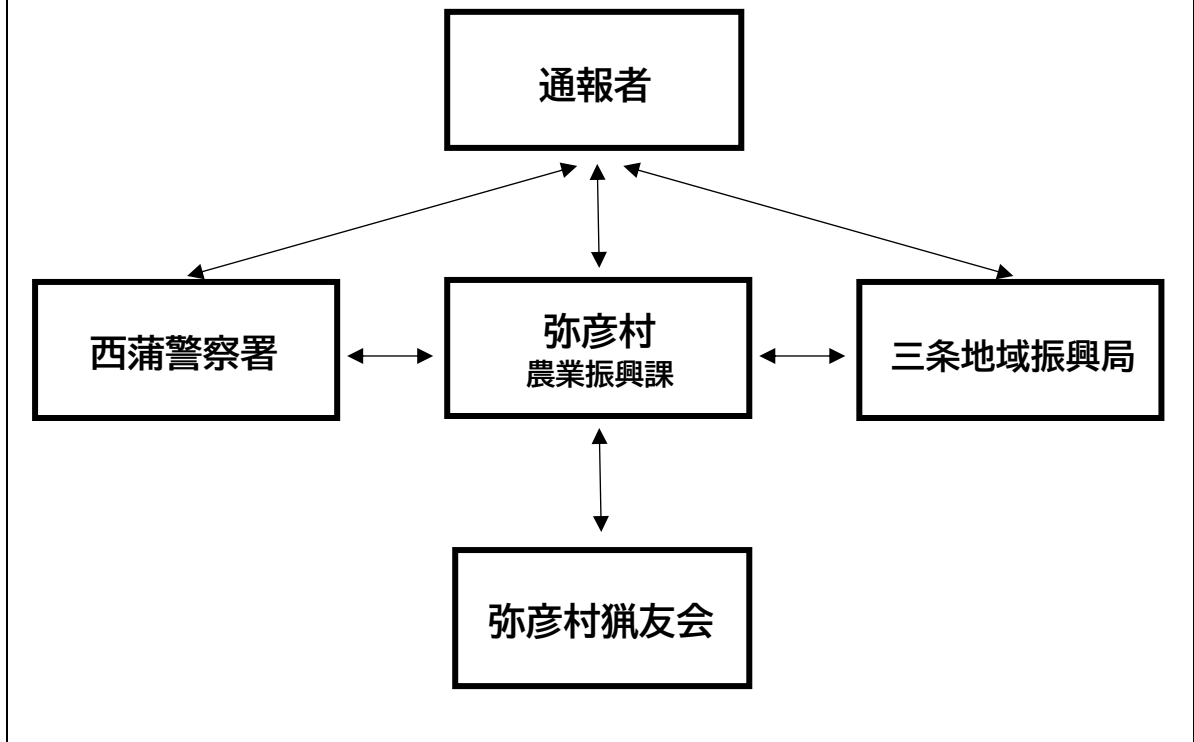
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
弥彦村農業振興課	情報収集・連絡調整・住民への普及啓発
弥彦村猟友会	捕獲活動の実施
西蒲警察署	住民への被害防止活動、狩猟事故防止に関する情報提供

(2) 緊急時の連絡体制

住民から対象鳥獣による生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある旨の申し出があった場合には、担当課から総務課に連絡し防災無線により周知を行うと同時に警察にも連絡し、住民の生命財産の安全を図ることとする。あわせて猟友会に連絡し住民の危険の除去に努めるとともに、三条地域振興局にも通報し、情報の共有も図りつつ共同で対応することとする。



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

燕・弥彦総合事務組合 環境センターで焼却処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の取組

取組なし
------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組なし
------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	弥彦村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
農家組合(16組合)	被害防止活動の実施、被害調査、集落への普及啓発
弥彦村農業振興課	協議会運営の事務局、連絡調整、対策の計画及び活動総括
新潟かがやき農業協同組合	有害鳥獣関連情報、連絡調整、対策の計画及び活動総括
新潟県農業共済組合	被害対策の指導、有害鳥獣関連の情報提供、被害状況調査
西蒲警察署	住民の被害防止活動、狩猟事故防止に関する情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県三条地域振興局 農業振興部	オブザーバーとして被害防止対策支援事業等の情報提供
新潟県三条地域振興局 健康福祉環境部（環境センター）	オブザーバーとして野生鳥獣の生態・保護管理・捕獲等に関する助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の設置について近隣市町村の状況を調査し、関係機関と設置に向けて検討していくこととする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害の発生状況を把握し、情報を共有するとともに、雑草の除草などによる農地や里山の維持管理を適正に行い、農地、集落における農作物残渣の除去など有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりを農家に啓発する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農家、非農家を問わず、野生鳥獣に餌付けをしてしまうことのないよう、さらに、餌となるものを建物周辺に置かないよう十分周知を行い、被害の未然防止を図ることとする。